

各部の主要施策紹介

各部ごとに行っている西条市の重要施策について紹介します。また、市の施策と関係する国・県の事業などがあればあわせて紹介します。

No. 8 消防本部・消防署

総務課・警防課・予防課・通信指令課
東消防署・西消防署

誠絆融和

西条市消防本部

市民の生命・身体・財産を守ります



消防長
戸田 誠二郎

危険と隣合わせの最前線で活動する消防は、強靱な体力、不屈の精神力と、専門的知識や高度な技術の向上を図り、市民の皆様方の負託に応えられるよう消防業務を責務と自覚し、全職員が一丸となつて、「誠絆融和」の精神で「誰もが安心・安全で幸せに暮らせるまち」の実現に向け、日々努力精進を重ねるとともに、市民の皆様から、より一層信頼され、頼りにされる堅固な消防体制の充実強化を念頭において、各種業務に取り組んでいます。

【火災・救急・救助業務】 消防隊

消防隊は、出動指令を受けると真っ先に災害現場に出動し、隊長の確かな判断と指揮のもと、救助隊、救急隊などと連携した活動を展開し、消火・救助・危険排除など広範な業務を行うことにより、被害を最小限に食い止めています。

救急隊

救急隊は、高齢化の進展に伴い救急需要が増加の一途をたどる中、より高度な救急活動を求められることから、各救急隊に救急救命士を1名以上配置し、傷病者に対して適切な救急処置を行うとともに、迅速に医療機関へ搬送しています。

救助隊

救助隊は、人命救助を専門とする部隊で、ロープや救助器具等特殊な資機材を駆使し、火災や交通災害はもとより、あらゆる災害で発生した要救助者の人命救護にあつていきます。



中高層建物火災などで
活躍が期待されるスノーケル車

【救命対策事業の推進】 AED設置事業の実施

平成18年度から2力年計画で、市内の全小中学校（36校）および体育施設、観光施設、社会福祉施設など計64施設にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。

「火は見てる あなたが離れる その時を」

今後は、不特定多数の方が利用する大型店舗や大規模事業所などにもAEDの設置を促し、地域住民や施設利用者等の大切な命を守れる体制づくりを、積極的に推進してまいります。

救命講習の実施



AED救命講習の様子

毎月第3日曜日の「応急手当の日」を中心に、AEDを含めた救命講習を開催し、一人でも多く市民の皆様の積極的な参加を促し、救命の連鎖の重要性と尊い命の大切さを訴え、救命講習会を受講していただくよう呼びかけています。

【住宅用火災警報器等の設置推進】

近年、住宅火災で高齢者の逃げ遅れによる死者が急増しています。火災による死者を減少させるため、消防法、火災予防条例が改正され、一般住宅、共同住宅などの寝室や階段などに煙感知器の設置が義務

付けられました。

新築は、平成18年6月1日から設置が義務付けられ、**既存住宅は平成23年5月31日までに**、設置が必要です。このことから消防では積極的に住宅用火災警報器などの設置を推進しています。

【水防計画の作成と水防資機材の整備】

県下全域および愛媛県東予東部に大雨洪水等に関する警報が発表されると同時に、速やかに職員の動員配備を行うとともに「水防本部」を設置し、消防団はじめ関係機関との連携を密にして、被害を最小限に食い止めるため、水防資機材の整備をはじめ水防体制の強化に努めています。

【災害に強いまちづくり】

自分の身は、自分で守るという「自助」、地域住民が協力して地域を守るという「共助」、行政機関や公共機関が行う災害対策活動などの「公助」が連携することにより、その目的が達成されます。

災害に強いまちづくりには、消防や市民安全部と自主防災組織・企業等の連携・協力が不可欠であるため、防災訓練等を通じて、市民の皆様に防災の知識や初期消火、応急救護等の技術の普及強化に最大限努めています。